

外国 PEPs に該当する皆さまへ、ご申告のおねがい

2016年10月1日施行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、外国 PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める方）のお客さまとのお取引の際に、その都度、取引時確認をお願いすることになりました。

【お客さまへのお願い】

カードローンをご利用のお客さまで、以下に記載しております**外国 PEPs に該当する、もしくは該当することとなったお客さまは、当社までその旨をご申告いただけますよう、お願いいたします。**

<対象商品>

W ローンカード
ドカンタンカード
フィットローン・クラブカード

ご連絡先：SOMPO クレジット株式会社

業務部：0120-015-023（受付時間：平日 9：00～17：00）

外国 PEPs とは、以下に該当する方をいいます。

- (1) 外国の元首、または外国において次の職にある者、あるいは過去にこれらの職であった者
 - ① 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ② 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ③ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ④ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑤ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ⑥ 中央銀行の役員
 - ⑦ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- (2) (1)に掲げる者の家族（配偶者(内縁の配偶者を含む)、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子をいう。）

【参考】「(1)に掲げる者」から見た「(2)に該当する者」の範囲

